

## 法律科目試験 「民事法系」 問題

### 民事法系 1 (配点 200 点)

I 次の事項について、それぞれに示した字数以内で説明しなさい。

- (1) 1991年4月1日に出生した者が満20歳となる日はいつか(360字)。  
(参考) 年齢計算ニ関スル法律
  - ① 年齢ハ出生ノ日ヨリ之ヲ起算ス
  - ② 民法第四百四十三条ノ規定ハ年齢ノ計算ニ之ヲ準用ス (以下、省略)
- (2) 意思表示における意思主義・表示主義の保護目的と民法95条(400字)。
- (3) 遺産分割協議は詐害行為取消権の対象となるか(400字)。

II 次の事例について、後の(1)~(3)の問いに答えなさい(なお、各設問はそれぞれ独立した問いである。)

Xは、先祖から財産を受け継ぎ、多くの土地・建物を所有する資産家である。Xは、それらの財産を活かし、賃貸アパート・マンションや月極駐車場を手広く経営し、裕福に暮らしていた。Xは、妻Aと二人で一戸建ての自宅に居住し、長男Bは、サラリーマンとして独立し、その近所に一戸建ての建物を建築し、その妻子とともに居住していた。甲土地は、Xが先祖から承継した財産の中の1つであり、Xが所有し、X名義に登録されている330㎡ほどの広さの更地で、貸土地にも月極駐車場にもなっていない。

2012年5月、Xは、還暦を迎えたのを機に、リフレッシュも兼ねて豪華客船によるクルージングの旅にAと出かけることにした。この旅は、約1年をかけて世界各地の観光地を廻りながら、世界一周の旅を楽しむものである。Xは、その間、不動産等の管理ができなくなるので、Bに管理を事実上委託し、同年5月末、Xは、Aとともに世界一周の旅に出発した。しかし、Bは、自分の仕事が忙しく、また出張も多いため、月1回程度、Xの銀行通帳に記帳し、賃料等の振り込み状況を確認する程度しかできず、Xの財産を十分に管理できる状態にはなかった。

Xの長期不在をたまたま知ったCは、その知人のD、Eと謀り、Xの不在を利用して一儲けすることを考えた。同年6月、Cは、Xを被告とし、CがXから甲土地を購入したとして、甲土地の所有権移転登記を求める訴訟を提起した。その訴状はXの住所に送達されたが、その時期を見計らって、勝手口の鍵をピッキングにより解錠するなどしてXの不在中の留守宅にDが滞在し、同年6月末頃、DがXになりすまして訴状を受領した。

同年8月、口頭弁論期日において、Cは偽造されたXC間の売買契約書を証拠として提出し、Eは、XC間の売買契約の立会人であるとし証人として出廷した。Dは、身分証明書を偽造し、被告であるXとして出廷し、Cの主張をすべて認める旨を陳述したので、同年9月初旬の判決期日において、甲土地の所有権登記をCへ移転することを命ずる判決が下され、この判決は確定した。同年9月末、Cは、この判決に基づき、甲土地の所有者を

Cとする旨の登記をした。これらの事情について、X、Bが知ることはまったくなかった。

同年10月初旬、Cが甲土地の買主を探したところ、その周辺でYがマイホーム用地を探しているとの情報を得て、Yとの間で甲土地の売買交渉を開始した。Yは、甲土地がC名義に所有権登記されていることによりCが甲土地を所有していると信頼したこと、Cの印鑑証明書や運転免許証から売主がC本人であることを確認できたこと、甲土地がマイホーム用地として非常に適した立地であること、何より近隣に比べて少し割安な価格であることから甲土地を気に入り、甲土地を購入することにした。Yは、CがXのまったく知らないうちに、Xとは無関係に甲土地の所有名義を手に入れたことには気づかなかった。同年10月、CとYは、2000万円で甲土地を売買する旨の契約を締結し、同月末、YはCに代金2000万円を支払うのと引き換えに甲土地の所有権登記をY名義とし、甲土地の引渡を受けた。

Yは、同年12月、甲土地上にマイホームの建築を開始し、翌2013年4月、Yのマイホームは、乙建物として完成し、YはY名義で乙建物の保存登記、所有権登記をした。

同年6月、XとAが世界一周旅行から帰国した。Xは、帰国直後は旅行後の雑務に追われていたが、同年7月、Xがまったく知らないうちに甲土地に乙建物が建築されているのに気づき、居住していたYに事情を確認したところ、Cから甲土地を購入したというので、登記簿を確認し、Yからさらに詳しい情報を得て、上記の事情が判明した。Bは、甲土地に乙建物が建築され、Yが占有していることに、まったく気づいていなかった。C、D、Eは、CがYに甲土地を売却して以降、行方不明となっている（以下では、B、C、D、Eの責任については、言及する必要がない。）。

(1)2013年10月、Xは、やむを得ず、Yを被告として、乙建物を収去して甲土地を明け渡すよう訴えを提起した。この訴えは認められるか。

(2)Xが海外へ出かけた理由が約1年の世界一周旅行でなく、老後を海外で過ごすためであり、上記の事実のうち帰国時期、及び帰国時以降の事実以外はすべて同一で、2023年6月、Xが一時帰国し、Xが乙建物の存在に気づいたのが同年7月であるとする。この間、Yは、乙建物をマイホームとして家族とともに平穩に暮らしていたが、同年10月、XがYを被告として、乙建物を収去して甲土地を明け渡すよう訴えを提起した。この訴えは認められるか（(1)で論じた点は、再度、同一内容を論ずる必要はなく、同一である旨を言及すればよい。）。

(3)Yが甲土地を購入するに至った事情が、Cによる判決の不当取得を前提としたCとの売買でなく、2012年当時、Xが税金対策のために甲土地の所有権登記をBに無断でB名義にしていたところ、後にBがそれに気づき、2012年8月、Xが世界一周旅行中であることを奇貨として、Bが勝手に3000万円で事情を知らないYに甲土地を売却し、甲土地の所有名義をY名義にし、Yに引き渡したとする。2013年6月、Xが帰国し、同年10月、Xは、Yを被告として、乙建物を収去して甲土地を明け渡すよう訴えを提起した。この訴えは認められるか（(1)で論じた点は、再度、同一内容を論ずる必要はなく、同一である旨を言及すればよい。）。

## 民事法系 2 (配点 100 点)

Ⅲ 次の事項について、それぞれ 200 字以内で説明しなさい。

- (1) 株主の議決権の不統一行使
- (2) 支配人の義務
- (3) 会計参与
- (4) 貨物引換証

Ⅳ 次の事例を読んで、後の (1) ~ (3) の小問に答えなさい。

A株式会社（以下、A社という。）とB株式会社（以下、B社という。）はともに上場会社で取引関係にある（互いに役員は派遣していない。）。A社は業績が悪化し、資金的に苦しい立場にあるので、B社の代表取締役である甲はA社に資金援助をするつもりである。

- (1) B社はA社に株式の引き受けにより出資をするが、A社の配当負担をなるべく軽減するような形で、しかも現在の、A社の株主の支配比率に影響を及ぼさない形で出資をするとともに、A社が将来的に業績回復をしたときには当該出資を回収したいと考えている。この場合、B社はどのような方法でA社に出資するか、またその方法を採用場合にA社に必要な手続きはどのようなものか。
- (2) (1) の場合と異なり、B社はA社に対して、低利で資金を貸し付けるが、将来的には、これを出資（エクイティ）に振り替えることで、A社とB社は合意した。このような資金を貸し付ける方法としてどのようなものがあり、それらはA社においてどのような手続きを要するか。
- (3) (2) の場合に、まだ出資に振り替える前に結局A社が破綻し、同貸付金は回収されなかった。B社の株主はB社の役員の実責任を追及するつもりである。どのような方法で誰の実責任追及を行うか、また責任を負う理由としてどのような主張をするか。